

長野市都市公園 占用許可申請書

申請先 長野市長

令和 年 月 日

〒 -
住 所

申請者 団体名

代表者 役職
氏名

担当者氏名

連絡先 (電話) -

次のとおり、都市公園法第6条第1項、第3項の規定により、占用の許可を受けたいので申請します。

占用公園名					
占用の目的					
占用の期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()				
設置する工作物 その他物件又は 施設の名称及び 構造	物件種別	構造	長さ (m)	幅 (m)	面積 (㎡)
工事实施の方法	<input type="checkbox"/> 申請者において設置 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> 委託				
工事の期間	設置工事 日間	撤去工事 日間	工事期間は占用期間内に含む		
公園の復旧方法	申請者において清掃後、ゴミは持ち帰る。その他、原状に復する。				
添付書類等	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 占用面積求積図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/> 縦断図 <input type="checkbox"/> 横断図 <input type="checkbox"/> 写真				

市処理欄

受付	起案日	令和 年 月 日	公開区分	部分公開	情報公開条例第7条第2号・3号	
	決裁日	令和 年 月 日	許可番号	長野市指令 公園第 号		
	主務	係	係長	補佐	課長	部長
本件は、都市公園法第7条第 号に該当し、一般の公園利用に著しい支障を及ぼさず、必要やむを得ないものと認められるため、別紙のとおり許可したい。				使用料	有料	円・減免
				算出式		

*太枠内を記入してください。

都市公園占用申請にあたって

1 申請を行うことができる団体

- 特に制限はありません。

2 申請の方法

- 「長野市都市公園占用許可申請書」に必要事項を記載の上、必要な添付書類を付けて都市整備部公園緑地課に提出してください。

3 個人情報の保護

- これに係る個人情報は、この目的以外には使用しません。また、市が責任をもって管理するものとします。

4 許可等の要件

都市公園法第7条及び都市公園法施行令第12条に規定する下記物件で、一般公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ないと認められるものとします。

- | | | | |
|--------------------------|-----------------|-------|--|
| <input type="checkbox"/> | 都市公園法第7条 | 第1号 | 電柱、電線、変圧塔その他これに類するもの |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第2号 | 水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもの |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第3号 | 通路、鉄道、公共駐車場その他これに類する施設で地下に設けられるもの |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第4号 | 郵便差出箱、信書便差出箱、又は公衆電話 |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第5号 | 非常災害に際し災害にかかった者を收容するために設けられる仮設工作物 |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第6号 | 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し用の仮設工作物 |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第7号 | 前各号に掲げるもののほか、政令で定める下記工作物、物件又は施設 |
| <input type="checkbox"/> | 都市公園法施行令第12条第1号 | 標識 | |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第1号-2 | 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第1号-3 | 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第2号 | 防火用貯水槽で地下に設けられるもの |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第2号-2 | 蓄電池で地下に設けられるもの |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第2号-3 | 国土交通省で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第3号 | 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第4号 | 索道及び鋼索鉄道 |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第5号 | 警察署の派出所及びこれに附属する物件 |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第6号 | 天体、気象又は土地観測施設 |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第7号 | 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 |
| <input type="checkbox"/> | 同 | 第8号 | 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置き場 |

5 占用物件の外観、構造等については、下記の点に留意するものとします。

- 占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする
- 地上に設ける占用物件の構造は、公園施設の保全、利用に支障無いう倒壊、落下等を防止する措置を講ずること
- 地下に設ける占用物件の構造は、公園施設の保全、利用に支障の無いう堅固で耐久力を有するものとする

6 占用に関する制限は、次のとおりです。

- 公園を横断するような電線は、やむを得ない場合を除き地下に設けること
- 水道管、ガス管、下水道管の本線を埋設する場合には、1.5m以上の深さに埋設すること
- 防火用貯水槽で地下に設けるものは、1m以上の深さに水槽を設けること

7 標準事務処理期間

- 申請書の事務処理、許可書の発送までに概ね1週間程度かかりますので、申請はその期間を見込み早めにお願ひします。